

事務連絡
令和8年2月16日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局総務課
医薬品副作用被害対策室

血友病薬害被害者手帳第2版について（周知依頼）

平素より、厚生労働行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年3月で、HIV訴訟の和解から30年を迎える中、血友病患者の方々で当時の血液凝固因子製剤を使用してHIVに感染し、健康被害を被った方々の多くは、医療の進歩によりエイズを発症することなく日常生活を過ごされる一方で、高齢化が進み、抗HIV薬の副作用やC型肝炎等の慢性疾患など新たな身体症状を抱えながら生活されています。

血友病薬害被害者の方々が、医療、介護、福祉などの包括的な支援を適切に利用できるよう、これまで積み重ねてきた恒久対策の内容を含め、血友病薬害被害者の方が利用できる主な制度を取りまとめた「血友病薬害被害者手帳」を平成28年3月から配布してきたところですが、初版の発行から約10年が経過し、様々な取組の進展や、より使いやすい手帳への改善の観点から、第2版を発行することといたしました。

貴職におかれましては、貴部のみならず、福祉所管部局及び貴管内福祉・医療機関等関係機関において、被害者救済のために行われている各種施策について改めてご理解いただき、適切に支援が行われるよう、本手帳について周知をお願いするとともに、血友病薬害被害者の方や福祉・医療機関等関係機関から問い合わせ等があった場合には、必要に応じて関係部局とも連携の上、適切に対応いただくようお願いいたします。

（厚生労働省ホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/topics/tp160302-01.html

【照会先】

厚生労働省医薬局
医薬品副作用被害対策室
(直通) 03-3595-2400